平成３０年（フ）第７６号
北海道旭川市末広２条12丁目１番５号
債務者　林　　悠晴（旧氏名林由香）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７９号
北海道旭川市南７条通26丁目567番地の93
債務者　高橋　考人
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１４１号
大阪市住吉区遠里小野３丁目11番５―503号
債務者　森本　律子（旧姓喜屋武）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１９６号
大阪府摂津市三島３丁目17番14―102号
債務者　岸本　匡平
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１９９号
大阪市旭区赤川４丁目17番19号　リブラルⅡ305
債務者　山原　大志
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４４７号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目24番27号文の里ビル603号
債務者　大坂　克彦
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５号
香川県坂出市京町１丁目６番37号
破産者　難波　治子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１５１７号
さいたま市南区別所５―15―２
破産者　ユニバーサルエクスポート株式会社
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１９号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目５番20―602号
破産者　株式会社カラーズ
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７号
最後の住所　山形県村山市楯岡五日町５番７号
破産者　亡阿部惠一相続財産
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７０２号
東京都新宿区西新宿１丁目３番３号
破産者　株式会社旅人舎（旧商号株式会社クオリアス）
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０号
富山県高岡市鴨島町57番地
破産者　株式会社松本建具
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３７号
鳥取県米子市両三柳4345番地
破産者　有限会社荒濱建築工務店
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４号
香川県坂出市京町１丁目６番37号、住民票上の住所香川県坂出市江尻町1092番地１
破産者　難波　伸安
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１８８１号
さいたま市西区大字指扇1190番地２　サンハイツ大久保Ｋ―102
破産者　岡田　郁子（旧姓甲斐）
1　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
2　一般調査期日　平成30年６月11日午後３時
平成30年４月17日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３２２号
大阪市中央区南船場１丁目９番１号ライト南船場ビル605号
破産者　株式会社ＭＯＲＩＫＡＷＡ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
2　一般調査期日　平成30年７月２日午後２時
平成30年４月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７号
茨城県笠間市下郷4557番地９
破産者　大關　久義
1　破産債権の届出期間　平成30年５月23日まで
2　一般調査期日　平成30年７月４日午前10時
平成30年４月18日　　水戸地方裁判所